

中小企業の事業再生等に関するガイドラインについて②
～再生型私的整理手続について～

1 はじめに

「中小企業の事業再生等に関するガイドラインについて①」にてご紹介したとおり、令和 4 年 3 月 4 日に公表された「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」(以下「本ガイドライン」といいます。))については、令和 4 年 4 月 15 日から適用が開始されています。

本ガイドライン・第三部では、中小企業の事業再生等のための私的整理手続(以下「本手続」といいます。))として、「再生型私的整理手続」(以下「再生型私的整理手続」といいます。))と「廃業型私的整理手続」(以下「廃業型私的整理手続」といいます。))の2つの類型の手続や要件等を定めています。

本稿では本手続のうち、再生型私的整理手続についてご紹介したいと思います。廃業型私的整理手続については、次回以降にご紹介させていただきます。

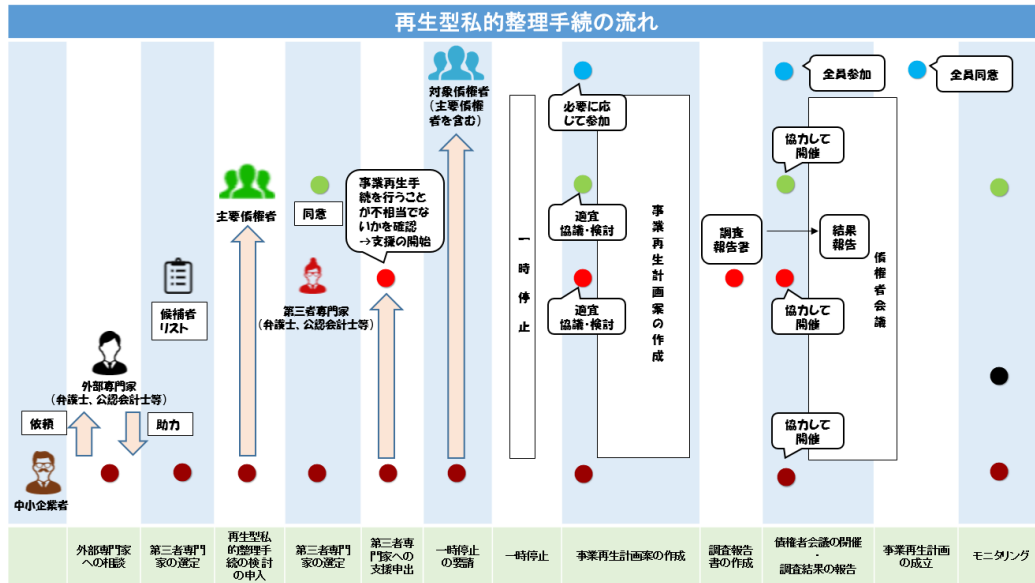
2 「再生型私的整理手続」(再生型私的整理手続)について(本ガイドライン・第三部)

(1) 再生型私的整理手続の関係者と手続の流れ(概要)

本手続に関与する関係者及び再生型私的整理手続の流れの概要は以下のとおりです。

本手続に関与する関係者	
対象債務者	自助努力のみによる事業再生が困難な中小企業者
対象債権者	原則として金融機関、信用保証協会、サービス等及び貸金業者。ただし、必要な場合はその他の債権者を含み、廃業型私的整理手続ではリース債権者を含む
主要債権者	対象債権者のうち、金融債権額(廃業型私的整理手続の場合は、リース債権者を含む)のシェア50%以上となる単独または複数の対象債権者
外部専門家	対象債務者のアドバイザーである弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士等の専門家
第三者支援専門家	弁護士、公認会計士等の専門家であって、再生型私的整理手続及び廃業型私的整理手続を遂行する適格性を有し、その適格認定を得たもの(候補者のリストが作成・公表される)

なお、本ガイドラインにおける対象債務者は、原則として、中小企業基本法第2条第1項で定められている「中小企業者」(常時使用する従業員数が300人以下の医療法人を含む。)を指すものとされていますが、かかる「中小企業者」に該当しない場合でも、本手続の利用は妨げられません。但し、補助金(「中小企業の事業再生等に関するガイドラインについて①」ご参照)については、「中小企業者」でなければ受給することができませんので、注意が必要です。



(2) 再生型私的整理手続の実際の流れや特徴等

以下においては、再生型私的整理手続の実際の流れや特徴等をご紹介します。

① 再生型私的整理手続の申出

中小企業者が外部専門家（弁護士・公認会計士等）に相談して依頼し、主要債権者に再生型私的整理手続を検討している旨を申し出ることから再生型私的整理手続はスタートします。

② 第三者支援専門家の選定とその助力による手続の遂行

再生型私的整理手続の申出に際して、中小企業者は、主要債権者全員の同意を得て、第三者支援専門家を選定することとなります。

第三者支援専門家は弁護士や公認会計士等が候補者としてリストアップされています。

[第三者支援専門家候補者のリスト（中小機構（全国本部）分）はこちら](#)

[第三者支援専門家候補者のリスト（事業再生実務家協会分）はこちら](#)

第三者支援専門家は、中小企業者及び対象債権者から独立した公平な立場で、中小企業者と外部専門家が作成する事業再生計画案の内容の相当性及び実行可能性等を調査し、調査報告書を作成して対象債権者に提出する役割を担います。債務減免等を要請する内容の事業再生計画案を立案する場合は、第三者支援専門家には弁護士が必ず含まれなければならないとされています。

同じく準則型の私的整理手続である、中小企業活性化協議会（以下「協議会」といいます。）による中小企業再生支援スキームに基づく再生手続では再生計画検討委員会が、また、事業再生実務家協会が主催する事業再生ADR手続においては手続実施者が、そ

れぞれ、債務者企業が策定した事業再生計画案を調査し、報告書を作成する役割を担います。再生計画検討委員会は協議会全国本部から、手続実施者は事業再生実務家協会から、それぞれ委嘱・選任を受けることになりますが、本手続においては、中小企業者自らが第三者支援専門家を選択し、主要債権者の同意を得るという流れになり、これまでの準則型手続とは建付けを異にしているため、ご注意ください。

なお、第三者支援専門家や外部専門家の費用は、一定の要件を満たす場合は補助金が支給されることになりますので、その点も踏まえながら依頼する各専門家を選択することも考慮に値します。

③ 第三者支援専門家による支援の開始

第三者支援専門家は、主要債権者の意見も踏まえ、再生支援を行うことが不相当でないと判断した場合には、資産負債及び損益の状況の調査や、事業再生計画案の策定の支援等を開始することになります。

④ 一時停止の要請

以上のようにして開始された再生型私的整理手続においては、資金繰りの安定化のために必要があるときは、中小企業者は、対象債権者に対して一時停止の要請を行うことになります。

一時停止通知には、第三者支援専門家の氏名、一時停止期間、差し控えをお願いする行為(与信残高の減少行為、債務消滅行為、担保権実行や仮差押え等)のほか、債務減免等の要請が含まれる可能性のある事案の場合は、再生の基本方針も記載することが必要となります。

一時停止の要請を受けた対象債権者は、①一時停止の要請が書面によるものであり、かつ、全ての対象債権者に同時に行われていることや、②中小企業者が誠実に対応し対象債権者との間で良好な取引関係が構築されていること、③債務減免等の要請が含まれる可能性のある場合は、再生の基本方針が対象債権者に示されていること(債務減免等の要請を含まない場合は、その旨を一時停止の要請書面に記載すること)、といった要件を満たす場合は、一時停止の要請に誠実に対応するものとされています¹。

一時停止通知について、事業再生 ADR 手続のように書面による同意を得る必要ではなく、特段の反対意見がなければ、要請に応諾したものとみなして手続が進められることになります。書面による同意が省略される点で、対象債権者にとっても労力が減ることになります。

なお、協議会による中小企業再生支援スキームに基づく再生手続や事業再生 ADR 手続では、協議会や事業再生実務家協会と債務者企業との連名による一時停止通知がなされますが、再生型私的整理手続では、中小企業者単独で一時停止通知を発出するこ

¹ なお、再生型私的整理手続における一時停止の要請は、原則的には破産法上の支払停止や銀行取引約定書における期限の利益喪失事由に該当しないと考えられています(「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」Q&AのQ50(20頁)参照。)

とになる点も、他の手続とは建付けを異にしていますので、ご注意ください。

このように、再生型私的整理手続は、中小企業者及び外部専門家が中心となって手続を遂行・催行していくことになりますので、外部専門家の果たす役割は非常に重要なものとなります。

⑤ 事業再生計画案の立案

再生型私的整理手続が開始されると、中小企業者は、外部専門家の支援を受けて、事業再生計画案を策定することになります。

再生型私的整理手続における事業再生計画案では、以下のような内容を盛り込むことが必要とされています。

イ 自助努力が十分に反映されたものであるとともに、以下の内容を含むものとする。

- ・企業の概況
- ・財務状況（資産・負債・純資産・損益）の推移
- ・保証人がいる場合はその資産と負債の状況（債務減免等を要請する場合）
- ・実態貸借対照表（債務返済猶予の場合は必須としない）
- ・経営が困難になった原因
- ・事業再生のための具体的施策
- ・今後の事業及び財務状況の見通し
- ・資金繰り計画（債務弁済計画を含む）
- ・債務返済猶予や債務減免等（以下、併せて「金融支援」という）を要請する場合はその内容

ロ 実質的に債務超過である場合は、事業再生計画成立後最初に到来する事業年度開始の日から5年以内を目途に実質的な債務超過を解消する内容とする（企業の業種特性や固有の事情等に応じた合理的な理由がある場合には、これを超える期間を要する計画を排除しない。）。

ハ 経常利益が赤字である場合は、事業再生計画成立後最初に到来する事業年度開始の日から概ね3年以内を目途に黒字に転換する内容とする（企業の業種特性や固有の事情等に応じた合理的な理由がある場合には、これを超える期間を要する計画を排除しない。）。

ニ 事業再生計画の終了年度（原則として実質的な債務超過を解消する年度）における有利子負債の対キャッシュフロー比率が概ね10倍以下となる内容とする（企業の業種特性や固有の事情等に応じた合理的な理由がある場合には、これを超える比率となる計画を排除しない。）。

ホ 対象債権者に対して金融支援を要請する場合には、経営責任の明確化を図る内容とする。また、債務減免等を要請する場合には、株主責任の明確化を図る内容とするとともに、経営者保証があるときは、保証人の資産等の開示と保証債務の整理方針を明らかにすることとする。

ヘ 事業再生計画案における権利関係の調整は、債権者間で平等であることを旨とし、債権者間の負担割合については、衡平性の観点から、個別に検討する。

ト 債務減免等を要請する内容を含む事業再生計画案である場合にあっては、破産手続で保障されるべき清算価値よりも多くの回収を得られる見込みがある等、対象債権者にとって経済合理性があることとする。なお、債務減免等を必要とする場合の減免を求める額（DE S総額を含む。）の算定については、その前提となる情報等について誠実に開示するものとする。

チ 必要に応じて、地域経済の発展や地方創生への貢献、取引先の連鎖倒産回避等による地域経済への影響も鑑みた内容とする。

また、小規模企業者が債務減免等の要請を含まない事業再生計画案を作成する場合には、次のイ及びハ、又はロ及びハの内容を含むことにより、上記のロからニの内容を含めないことができるものとする。

イ 計画期間終了後の業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がない状態等となる計画であること

ロ 事業再生計画成立後2事業年度目（事業再生計画成立年度を含まない。）から、3事業年度継続して営業キャッシュフローがプラスになること。

ハ 小規模企業者が事業継続を行うことが、小規模企業者の経営者等の生活の確保において有益なものであること。

※ 「小規模企業者」は、中小企業者のうち中小企業基本法第2条第5項に定義される事業者を指すとされています。具体的には、同条項では、「小規模企業者」とは、おおむね常時使用する従業員の数が二十人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、五人）以下の事業者をいうとされています。

上記の内容やスキームは、基本的には協議会による中小企業再生支援スキームに基づく再生手続と同等とされていますが、若干の相違点もあります。具体的には以下のようになります。

(ア) 金融支援(債権放棄)の方法として、第二会社方式(事業譲渡又は会社分割によって別法人に事業を承継した上で、元々の法人については特別清算手続を行い、同手続において債権放棄を受ける方式)に限らず、中小企業者に対する債権の直接放棄も可能である²。

(イ) 5年以内の実質債務超過解消や、3年以内の黒字化転換の例外の余地を設けている。

(ウ) 財務調査・財産評定の基準が明示的には定められていない(但し、実際には中小企業再生支援スキームに基づく再生手続に定められた基準に準じるとされている。))。

なお、このような事業再生計画案の策定に際しては、第三者支援専門家や主要債権者と協議を行うことも想定されています。

⑥ 事業再生計画案の調査

² 協議会による中小企業再生支援スキームでも直接放棄型が否定されているわけではありませんが、実務上は第二会社方式が原則的な処理方法とされています。なお、再生型私的整理手続においても、債権者の意向次第では第二会社方式が求められる可能性もあります。今後の実務の推移を注視したいところです。

中小企業者が策定した事業再生計画案については、第三者支援専門家が調査し、調査報告書を作成します。

基本的には、以下のイからホの内容を調査し、債務減免を要請する内容を含む事業再生計画案の場合はホについても調査し、さらに、事業再生計画案に記載がある場合はへについても調査することとされています。

- | | |
|---|-------------------------------|
| イ | 事業再生計画案の内容の相当性 |
| ロ | 事業再生計画案の実行可能性 |
| ハ | 金融支援の必要性 |
| ニ | 金融支援の内容の相当性と衡平性 |
| ホ | 破産手続で保障されるべき清算価値と比較した場合の経済合理性 |
| へ | 地域経済への影響 |

⑦ 債権者会議の開催

そして、中小企業者は対象債権者に集まっていただき、債権者会議を主催・開催します。

債権者会議では、①中小企業(外部専門家)による事業再生計画案の内容の説明、②第三者支援専門家による調査報告書の内容の説明、③質疑応答・意見交換をした上で、④同意・不同意の意見を表明する期限を決定することになります。

なお、債権者会議の議長は第三者支援専門家が務めることは必要ではなく、適宜に決めることとされています。但し、債務減免を要請する内容を含む事業再生計画案の場合は、弁護士法72条との関係で、弁護士が議長になることが望ましいとの見解がありますので、ご注意ください。

⑧ 全対象債権者の同意による事業再生計画の成立

全ての対象債権者が同意し、第三者支援専門家がその旨を確認した時点で事業再生計画は成立し、事業再生計画の効力が生じることになります。

なお、対象債権者が事業再生計画案に対して不同意とするときは、速やかにその理由を第三者支援専門家に対し誠実に説明するものとされています。これは、対象債権者による不合理な不同意を回避することを目的としたものであり、事業再生計画案に対する合意形成を促す仕組みと評価できます。

なお、事業再生計画案について全ての対象債権者から同意を得ることができないことが明確となった場合には、第三者支援専門家は、再生型私的整理手続を終了させるものとされています。また、再生型私的整理手続が終了したときは、対象債権者は、一時停止を終了させることもできるとされています。

⑨ 事業再生計画のモニタリング

事業再生計画が成立した後は、外部専門家や主要債権者が、事業再生計画の達成状

況等について3事業年度を目途として、定期的にモニタリングを行うことが想定されています。

その過程で、事業再生計画と実績の乖離が大きい場合、中小企業者と主要債権者は乖離の真因分析を行った上で、事業再生計画の変更等を検討することにあります。場合によっては法的整理手続への移行を検討する場合がありますし、廃業を選択することが適切な場合は、「廃業型私的整理手続」に移行することも想定されています。

3 小括

以上が再生型私的整理手続の大まかな流れや特徴等となります。

細かい点は未定の部分もあり、今後具体的に案件を積み重ねていく中で適切な実務を積み上げていくことが重要とされています。

大江橋法律事務所においても、再生型私的整理手続に接する機会がございましたら、適切な実務の積み上げに貢献するとともに、中小企業者の再建に向けて精一杯尽力したいと考えております。

(作成日:2022年5月6日)

文責:弁護士法人大江橋法律事務所

弁護士 [北野 知広](#)

弁護士 [立村 達哉](#)

本稿は法的助言を目的とするものではなく具体的案件については別途弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。

本稿記載の見解は執筆担当者の執筆当時の個人的見解であり、当事務所の見解ではありません。